

足立区サッカー協会社会人部壮年「規約」

第 6 版

改定年月日 2025 年 9 月 1 日

足立区サッカー協会 社会人部壮年

第一章 総 則

(名称)

第1条 本部会は、足立区サッカー協会社会人部壮年 部会(以下単に部会)と言う。

(事務所)

第2条 本部会の事務所は、社会人部壮年代表の指定する場所に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本部会は、足立区サッカー協会の統括と指導のもと、サッカー競技を通し、体力の維持・気力の充実を図るとともに、加盟チーム相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 壮年サッカー各種大会の開催、及び参加
- (2) 壮年サッカーの指導・育成
- (3) 壮年サッカー普及に関する講演・研究会の開催
- (4) 壮年サッカーに関する情報の収集、及び関係機関への情報の提供と交流
- (5) 壮年サッカー指導員及び審判員の養成と資質の向上
- (6) 地域内の壮年サッカーに関する正式記録の作成、並びに記録の保存
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 組 織

(部会の構成員)

第5条 本部会は、足立区サッカー協会社会人部壮年の加盟要項を満たし、加盟登録した壮年者によって組織する。

第四章 部会員

第一節 資 格

(部会員の資格)

第6条 部会員の資格は、所定の部会員名簿に登録されたときに取得する。

第二節 権利・義務

(部会員の権利)

第7条 部会員は、足立区サッカー協会社会人部壮年で定める権利を有する。

(部会員の義務)

第8条 部会員は次の各号につき平等の義務を負う。

規約並びに機関決議に服する義務

各種会費の納入義務

第五章 機 関

第一節 総 則

(議決機関)

第9条 本部会には次の機関を置く。

- (1) 社会人部壮年 総会
- (2) 社会人部壮年 役員会
- (3) リーグ運営委員会(マスターズ大会を含む)

第二節 社会人部壮年総会

(社会人部壮年 総会の構成)

第10条 社会人部壮年総会(以下単に総会と言う)は、本部会の最高決定機関で、第41条の役員及び各チーム代表議員(以下単に代議員と言う)をもって構成する。

(代議員)

第11条 総会に出席する代議員数は、各チーム2名とする。

(総会の開催)

第12条 総会は、定期に毎年一回新会計年度開始後の2ヶ月以内に行い、次の事項を審議決定する。ただし、必要と認められる時には臨時総会の開催も行える。

- (1) 事業計画
- (2) 予算並びに決算
- (3) 役員の改選
- (4) 議決を要する重要事項
- (5) 本規約の改廃

(総会の招集)

第13条 総会の招集は、社会人部壮年代表が行う。

(会議の成立)

第14条 総会は第11条で表記する代議員総数3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長の選出)

第15条 総会の議長は、代議員から選出する。

(会議の評決)

第16条 採決の方法は、口頭または挙手(拍手)による。

- (1) 役員は議事の評決に加わることができない。
- (2) 議事は代議員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決める。
- (3) 本規約の改廃には、3分の2以上の賛成を得なければならない。

第三節 社会人部壮年 役員会

(社会人部壮年役員会の構成)

第17条 社会人部壮年 役員会(以下単に役員会と言う)は、本部会の執行機関で、第41条の役員で構成する。

(役員会の開催)

第18条 役員会は必要に応じて随時開催する。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、社会人部壮年代表が招集する。

(役員会の責務)

第20条 役員会は、総会の議決事項及び緊急事項を執行する。

- (1) 緊急事項を執行した場合は、関係委員会を開催し、承認を得なければならない。
- (2) 役員会は、社会人部壮年 総会に対して一切の責任を負う。

第四節 リーグ運営委員会

(リーグ運営委員会の構成)

第21条 リーグ運営委員会(以後は、単に運営委員会と言う)は、リーグ戦及びマスターズ大会の運営機関で、各チーム運営委員及び第41条の(1)～(15)号の役員をもって構成する。

第22条 競技の運営においては別途「社会人部壮年 運営規定」に則る

(運営委員会の開催)

第23条 運営委員会は必要に応じ随時開催する。

(運営委員会の招集)

第24条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(運営委員会の議長)

第25条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

(各種委員会の設置)

第26条 運営委員会の下には、必要に応じて委員会を置くことができる。

第五節 審判委員会 第27条～第33条 抹消

第六節 強化委員会 第34条～第39条 抹消

第七節 運営事務所

第40条 連絡先事務所としてリーグ運営委員長宅を事務所とする(原則足立区内)

第六章 役員

(役員)

第41条 本部会には次の役員を置く。※(1)～(5) & 各委員長を執行部とする

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 事務局長(総務・企画委員)
- (4) 副事務局長
- (5) 事務局員
- (6) 会計担当
- (7) 運営委員長
- (8) 運営副委員長
- (9) 渉外委員長
- (10) 相談役
- (11) ML/EL 総括
- (12) ML 統括
- (13) EL 統括
- (14) 運営幹事長
- (15) 代表チーム監督

(役員の任命)

第42条 役員の任命は次の通りとする。

- (1) 代表:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (2) 副代表:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (3) 事務局長(総務・企画委員):前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (4) 副事務局長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。

- (5) 事務局員:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (6) 会計担当:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (7) 運営委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (8) 運営副委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (9) 渉外委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (10) 相談役:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (11) ML/EL 総括:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (12) ML 統括:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (13) EL 統括:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (14) 運営幹事長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (15) 代表チーム監督:運営委員会にて選出し、これを総会にて承認する。
- (16) 会計監査:総会出席代議委員または運営委員の中から選出する。

(役員の任期)

第43条 役員の任期は、三年とする。

- (1) 再任を妨げない。
- (2) 補欠によって選出されたものは、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期満了といえども、後任者が決定するまでは任務を遂行する。

(役員の任務)

第44条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 代表は、この部会を代表して会務を統括し、協会(上部団体)との調整を図る。
※代表は足立区サッカー協会常任理事も務める
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表が任務を遂行できない場合には任務を代行する。
※副代表は足立区サッカー協会常任理事も務める
- (3) 事務局長(総務・企画委員)はホームページの管理・更新や活動等の企画立案を行う。
- (4) 副事務局長は、局長を補佐し、局長が任務を遂行できない場合には任務を代行する。
- (5) 事務局員は、O40・O50 代表事務管理及び、対外試合管理を行う。
- (6) 会計担当は、本部会の会計事務全てを統括管理する。
- (7) 運営委員長は、各競技の運営状況を統括し、競技結果などを報告する。
- (8) 運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長が任務を遂行できない場合にはその任務を代行する。
- (9) 渉外委員長は、外部との連携を密にし、運営との連携を円滑にする。
- (10) 相談役は、部会からの案件について相談にのり的確にアドバイスを行い協力する。
- (11) ML/EL 総括は、リーグ全般を統括管理する
- (12) ML 統括は、ML/EL 総括を補佐し、ML/EL 総括が任務を遂行できない場合には任務を代行する。
- (13) EL 統括、ML/EL 総括を補佐し、ML/EL 総括が任務を遂行できない場合には任務を代行する。
- (14) 運営幹事長は、ML 統括又は、EL 統括補佐し、ML 統括及び EL 統括が任務を遂行できない場合には任務を代行する。

(15) リーグ代表(選抜)監督は、代表(選抜)チームはもとより、参加する各大会の統括を行う。

(16) 会計監査は、財務管理の状態を調査し、部会に報告しなければならない。

第七章 救 援

(スポーツ傷害保険)

第45条 事業遂行中の怪我などによる損害を軽減するため、部会員は加盟・登録に際して、必ずスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第八章 会 計

(経費)

第46条 部会の経費は、年会費(加盟費、運営費、参加費、登録費の事業収入)、寄付金、その他をもつてあてる。但し、総会および役員会の議を経て臨時徴収することができる。

(会計年度)

第47条 部会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わる。

(予算及び決算)

第48条 部会の予算及び決算は、第41条の役員で作成し、総会で承認を得なければならない。

(役員手当)

第49条 部会は、役員が任期を満了した時、次の通り手当を支給する。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 事務局長(総務・企画委員)
- (4) 副事務局長
- (5) 事務局員
- (6) 会計担当
- (7) 運営委員長
- (8) 運営副委員長
- (9) 渉外委員長
- (10) 相談役
- (11) ML/EL 総括
- (12) ML 統括
- (13) EL 統括
- (14) 運営幹事長
- (15) 代表チーム監督
- (16) 会計監査

※役員手当は、代表(足立区サッカー協会理事)、副代表(足立区サッカー協会理事)、事務局長、運営委員長、運営副委員長に関しては年間¥30.000、他役員に関しては年間¥20.000を支給する。

※会計監査については監査一回につき 1,000 円を支給する。

※その他の委員または役員の手当や、長時間の会議及び長時間の帯同に関しての交通費支給などは、各委員会、役員会の議をもって決定する。

(会計報告)

第50条 会計は、6ヶ月毎に会計報告書を作成し、運営委員会へ提出しなければならない。

(会計監査)

第51条 会計は、3ヶ月毎に出納簿を会計監査委員に提出し、収支について会計監査を受けなければならない。 ※この際の立会人は、社会人部壮年代表、運営委員長などがあたる。

第九章 付 則

(規約の改廃)

第52条 この規約の改廃は、総会の承認を必要とする。

(規約の準用)

第53条 この規約で明らかなでない事項は、足立区サッカー協会の規約または決定事項に準ずる。

(規約の施行)

第54条 この規約は、2018年4月1日より施行する。

改定履歴		
版番	制定・改定日	主な改訂箇所・理由
1	2013.10.31	新規制定
2	2018.04.01	内容を精査して改定
3	2019.04.1	誤字修正 (各種委員会の設置)第27条 第41条の(1)～(9)号 (強化委員会の構成)第34条 第41条の(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(9)、(10)の役員 (予算及び決算)第48条 部会の予算及び決算は、第41条の役員
4	2023/4/1	新体制対応 壮年部を社会人部 O-35 に変更 強化委員会 抹消 役員追加 第 49 条 事務副局長、リーグ役員追加 任務、手当
5	2024/4/1	役員の見直し 部長と副部長の任命、 渉外委員長の任命 カテゴリ役員の追加、削除 リーグ統括副委員長追加、リーグ運営副委員長を削除 O-50、O-60 リーグ運営委員長を任命 役員手当の見直し
6	2025/9/1	社会人部 O-35→社会人部壮年に変更 審判委員会の抹消 役員の見直し及び役職名変更:部長→代表、副部長→副代表、会計局長→ 会計担当、リーグ統括委員長→ML 及び EL 総括、各リーグ運営委員長→ 各運営幹事長 新設:相談役、O40・O50 代表事務管理及び、対外試合管理 廃止:リーグ統括副委員長、審判委員長、審判副委員長、リーグ審判委員長 会計年度の変更 4月1日→9月1日へ